

平成 22 年度予算編成方針

わが国の経済状況と地方財政の方向

平成21年度のがわが国の経済動向は、景気は厳しい状況にあるものの、輸出や生産など、一部に持ち直しの動きが見られるが、雇用情勢は厳しい状況が続いており、民間消費は弱い動きとなっている。また、雇用の大幅な調整、物価の下押し圧力によるデフレ懸念、世界景気後退の長期化など、なお景気を下押しするリスクが存在している。

なお、内閣府において本年 6 月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2009」では、前年度に引き続き、「歳出の改革」を継続すると共に、「経済の危機」と「社会の危機」を一体的にとらえ、「安心・活力・責任」の 3 つの目標を同時に達成していく方向であったが、本年 9 月の政権交代により、国の予算や制度、国と地方との関係に大きな転換が予測されるが、その影響や具体的な内容は明確ではない。

また、本市においては、「土地開発公社の解散」及び「市立病院の健全化」という財政的な影響が非常に大きい 2 つの課題に取り組んでおり、長期的な財政健全化に向けた予算編成を行う必要がある。

平成 20 年度決算の状況

(歳入の状況)

本市の平成 20 年度決算では、前年度と比較して、景気低迷により市民税が約 1 億 3 千万円の減収であり、財政運営の根幹である市税は、税源移譲による平成 18 年度決算、平成 19 年度決算の増収から一転して総額で約 1 億 1 千 1 百万円の減収に転じた。

併せて、同じく景気低迷の影響で県からの配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金が軒並み減少した。

一方、国の 2 次補正による定額給付金等の影響を受け、国庫補助金が約 8 億 4 千万円の増額となった。また、市税に次ぐ貴重な一般財源である地方交付税は、地方再生対策費の基準財政需要額算入により約 1 億 7 千 4 百万円増加すると共に、財政調整基金をはじめとする減債基金、公共公益施設整備基金の取崩しによる基金繰入金の約 3 億 7 千 4 百万円の増加もあって、総額では約 8 億 2 千 8 百万円の増加となった。

(歳出の状況)

歳出では、前年度と比較して、義務的経費において公債費は約 4 千 3 百万円増加し、扶助費も生活保護事業などの影響で約 6 千 4 百万円増加したが、退職金の減少などにより人件費総額が約 1 億 6 千 7 百万円減少した結果、義務的経費総額では約 5 千 9 百万円減少した。

また、流通加工汚水排水処理施設整備事業、金田漁港整備事業等に係る事業費の減に伴い、普通建設事業費は約 3 億 1 千 8 百万円減少している。

一方、後期広域連合負担金等の増加に伴い、補助費等は全体で約 3 億 5 千万円増加した結果、平成 20 年度決算総額では、約 4 千 5 百万円の増加となった。

「経常収支比率」は、分子である経常経費充当一般財源は人件費の減等により減少したが、それ以上に市税収入の減、臨時財政対策債の減等により分母が減少したため、99.6%と 0.8 ポイント、財政硬直化の状況は悪化し、なお、経常的経費の節減に努めなければならない状況にある。また、財政健全化法による健全化判断比率のひとつである「将来負担比率」は、財政調整基金等の取崩しにより将来負担額から差し引くことができる充当可能財源が減少したため、163.7%と 16.9 ポイント悪化し、依然として県内でも高い比率であり、将来負担となる費用の縮減に努めなければならない状況にある。

平成 22 年度の財政見通し

(歳入の見通し)

平成 21 年度については、景気後退に伴い、市税収入が減収する見込みであるが、国の地方財政対策における「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源措置として、地方交付税は平成 20 年度交付額よりも 3 億円ほど増加する見込みである。

また、平成 21 年度予算では財源不足を補うため、財政調整基金により 1 億 9 千万円ほどの補てんを行っている。また、国の平成 20 年度 2 次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金約 1 億 4 千万を活用して、事業を繰越して実施している。

平成 22 年度については、特別な増収要素は見当たらず、市税に関しては、依然として景気低迷が続いているため、市民税を始めとして大きく減収の見込みであり、県からの交付金も減収見込みである。併せて、政権交代による道路特定財源の暫定税率廃止に伴う交付金、譲与税の減収の補てん、地方交付税の状況も不確定である。また、財政調整基金をはじめとする各種基金残高が少なく、歳入確保はこれまで以上に厳しい状況である。

(歳出の見通し)

歳出では、高齢社会の進展による介護、医療関係費とあわせ、扶助費をはじめとする義務的経費の増加は避けられない状況にある。また、し尿浄化槽汚泥処理委託費の増加、住民情報システム更新事業に伴う債務負担行為や継続費の増加も見込まれる。

このような状況の中、土地開発公社の解散、市立病院の健全化も継続して取り組まなければならない状況にある。

上記の結果、現時点での財源不足額は約 9 億 3 千 6 百万円であり、この金額は平成 22 年度に予定した実施計画事業費のうち、基準外の繰出金を除いた金額にほぼ相当する。つまり、基準外繰出金以外の実施計画事業は何もできないことを意味している。

さらに、土地開発公社の解散に向けた経費においては、22 年度単年度では、約 10 億円の財源が見込めない状況にあり、23 年度以降も毎年約 6 億円を超える償還金を支払うこととなる。

まさに、未曾有の財政状況であり、歳出においては、部門経常経費の削減を初めとして、義務的経費である人件費の削減、実施計画事業の縮減、休止、廃止による大幅な削減を行う必要がある。歳入においても、財産処分や滞納整理により財源確保を図る必要がある。

予算編成の基本方針

平成 21 年度と比較して、市税が減収し、基金残高が減り、国の特別な交付金がない状況下において編成する平成 22 年度予算は、総合計画にある「人・まち・自然の鼓動を感じる都市」を目指しつつも、改めて事業を見直し、効率的・効果的な事業の執行が求められており、自律ある都市経営に向けた取組みを推進していかなければならない。

また、先述したとおり、「土地開発公社の解散」及び「市立病院の健全化」を進めていくためには、長期的な財政健全化を進めるための取組みをより一層推進していく必要がある。

各部門においては、本年度改訂された「5 つの宣言（平成 21 年度版）」を基本に、前例や慣例にとらわれることなく、すべての事業について、事業コストの縮減、優先順位を踏まえた事業選択を徹底するとともに、廃止や休止を含む思い切った見直しを検討するほか、市民ニーズに即した施策を展開するため、次に掲げる方針により予算を編成することとする。

1. 各部門は、後述する「各部門配分額」を要求額とすること。ただし、本年度は、大幅な財源不足が見込まれるため、さらに要求限度内の事業についても必要に応じて 1 件査定を行う。
部門内編成においては、各総務室等は総務室運営指針に基づき、各課要求のとりまとめ、部門内調整、財政課との調整協議を行うこと。なお、編成単位、作業の流れ等、詳細については別途通知する「予算編成要領」によること。
2. 「平成 22 年度予算編成における事業の見直し方針（別紙 1）」に基づき、すべての事業について事業効果を見極め、事業の整理統合・縮減・休止・廃止の検討も含め、聖域なく、ゼロベースで見直すこと。
行政評価等の内容を踏まえて市民サービスの向上、コスト削減効果など幅広い視点から事業を見直すこと。
3. 総合計画の推進に向けた予算編成に努めることとするが、実施計画事業に関しても縮減・休止・廃止等の見直しを行なうこと。
4. 平成 21 年度に改定された「5 つの宣言」に基づき、公有資産の収益資産化(売却や貸付など)、図書等の有償頒布、使用料・手数料の適正化、補助金の見直し、事業のアウトソーシングなどの着実な実施を図ること。また、アウトソーシングを予定する業務に関しては、査定の上、必要な財源措置を講ずることとする。
5. 平成 21 年度に設定した各部門の「業績目標」を踏まえ、平成 22 年度の業績目標を設定し、それに基づいた予算要求をすること。
6. 「5 つの宣言」に謳った“市民協働システム”の実施により、多くの公共サービスが民の力と官民協働によって提供されている状況を創りだすことを目指して、サービス・事業の供給手法・実施手法について見直すこと。
7. 公の施設の管理運営については、「指定管理者の導入について」の内容や議会等の議論も踏まえ、制度実施の目的である、市民サービスの向上と、コスト削減等を図ること。また、指定管理者制度を導入している施設、導入を決定している施設についても、施設稼働率を調査した上で、引き続き施設のあり方・管理運営について幅広い視点からの見直しを行うこと。
8. 「未利用地等の処分方針」(平成 15 年 11 月 10 日 平成 15 年度第 7 回経営戦略会議で決定)に従い、公有財産のうち、公用又は公共用に供していない土地について、積極的な活用又は処分を進めること。
9. 財源確保策として、資産売却、有料広告、図書等の有償頒布、自販機収入等について、議会等の議論も踏まえ、他自治体の先進事例なども参考として積極的に歳入増加を図ること。
10. 財産管理課（団体指導担当）が作成している土地開発公社解散プランの内容との整合を図り、平成 23 年度以降も勘案した予算編成に努めること。
11. 財政健全化法における健全化判断比率の一つである実質公債費比率を抑制するため、起債対象事業について、地方債新規発行額を平成 20 年度当初予算計上額(569,300 千円)以下とすること。(ただし、臨時財政対策債及び退職手当債を除く)

12. 市内景気対策のため、工事及び業務の前倒し発注が可能な事業については、平成 22 年第 1 回定例会において債務負担行為設定の補正予算（先議議案）を計上し、3 月中に契約することを予定すること。

その他見積り上の留意事項

1. 年間予算として編成すること。
2. 法令等に従い所要額を計上する以下の事業にあつては、当該定められた方法により計上すること。
 - ◇ 国・県補助事業など、算出方法が法令等で定められている事業
 - ◇ 設定済みの継続費及び債務負担行為に基づく事業
 - ◇ 国庫委託事業、受託事業等、事業費すべてが特定財源で賄われ、歳入歳出が同額となる事業
3. 補助事業における財源の確保を図ること。
 - ◇ 国においては、政権交代に伴い、平成 22 年度予算編成に向けた基本姿勢について、根本から作り替えていくとしている。また、県においては、平成 22 年度当初予算で平成 21 年度と同額の臨時財政対策債を発行してもさらに 1,250 億円程度の財源不足が生じるとのことから、全ての既存事業について、徹底的に見直すこととしており、双方の動向に十分留意する必要がある。要求にあたっては、新規補助事業の創設、補助内容の変更等、国県等関係機関と密接な連絡調整を図るとともに、要求後も引き続きその動向を注視すること。
 - ◇ 国・県補助事業以外でも、その他の助成制度に該当するかどうかについて必ず情報収集を行い、必要な財源確保のため積極的に補助事業の活用を図ること。
 - ◇ 補助金確保の見通しは厳しく捉え、年度内に入ってから補助金が不採択とならないようにすること。万が一、そのような事態になった場合は、財政課に報告し、事業の執行を中止すること。
 - ◇ 補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果などを十分検討し、安易な補助事業の実施は慎むこと。
4. 地方分権の推進に努めること
地方分権を推進していく中で、国・県・市の役割分担を明確にし、自己決定・自己責任の観点から、事業のあり方を十分認識した上で、予算に反映するものとする。
5. 行政と市民の役割分担の明確化に努めること
行政と市民がお互いに対等なパートナーとして、役割を明確にし、事業の推進にあつては、市民の参画（協力）を常に念頭におきながら、施策の展開に努めること。
6. 市税をはじめとする未収債権の滞納整理の促進、徴収対策の強化に努めること。
決算審査及び決算委員会の意見を踏まえ、市税はもとより、国民健康保険税、保険料、使用料等の未収債権について、負担の公平性、自主財源の確保の観点から現年分はもとより、滞納繰越分の整理に努め、徴収対策を強化し、収納率を図ること。

7. 特別会計及び企業会計

予算見積りにあたっては、一般会計に準じて行うものとするほか、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ること。特に国民健康保険事業特別会計・公共下水道事業特別会計の基準外繰出しについて、保険税や使用料の見直し等により縮減を図ること。

なお、独立採算が原則である企業会計については、基準内繰出しの範囲の要求に止め、基準外繰出しは認めないこととする。ただし、病院会計については、公立病院改革プランの達成状況を勘案し、別途財政課と協議すること。

各部門配分額

1. 財源配分の方法

「歳入見込額」から「義務的経費（人件費・公債費・扶助費等）」を差し引いた残額を「部門経常経費」と「実施計画事業費」に振り分ける。

(1) 部門経常経費配分額

各部門の 21 年度配分額の 90%の配分額を要求限度額とする。（ただし、議会事務局、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局は平成 21 年度の 95%）

なお、本年度は、大幅な財源不足が見込まれるため、さらに要求限度内の事業についても必要に応じて 1 件査定を行う。

(2) 経常経費 1 件査定事業費

平成 22 年度において特別な事情のある下記事業については、「部門経常経費配分額」に含めず、個別に財政課と協議の上、予算計上するものとする。

- ・市営水泳プール、体育館、総合体育館の運営管理事業
- ・スポーツ公園維持管理事業
- ・適切なし尿処理事業（衛生センター）

(3) 実施計画事業費

「歳入見込額」から「義務的経費」、上記の「部門経常経費配分額」及び「経常経費 1 件査定事業費」を差し引いた残額とする。

なお、予算要求は「三浦みらいプラン 21」の 22 年度実施予定の事業に関して、事業の先送り、見直し等、事業費の縮減に努めること。

2. 各部門の財源配分の計算（一般財源）

(1) 歳入見込額

市税	6,633 百万円	対 21 年度予算 415 百万円
地方交付税	2,905 百万円	
臨時財政対策債等市債	737 百万円	
譲与税・交付金	802 百万円	
その他	86 百万円	
計	11,163 百万円	

(2) 歳出見込額

義務的 経費 見込額	人件費	3,834 百万円	対 21 年度予算 + 109 百万円 (構成比 81.8%)	歳入 見込 額 111 億 6 千 3 百 万 円
	公債費	1,744 百万円		
	扶助費(国県補助分)	703 百万円		
	債務負担行為等	658 百万円		
	繰出金(基準内)	2,143 百万円		
	その他(選挙経費等)	51 百万円		
計	9,133 百万円			
部門経常経費配分額		1,065 百万円	対 21 年度予算 189 百万円 (構成比 9.6%)	
経常経費 1 件査定		258 百万円	対 21 年度予算 皆増 (構成比 2.3%)	
実施計画事業費		707 百万円	対 21 年度予算 593 百万円 (構成比 6.3%)	

3. 部門ごとの財源配分額（一般財源）

部 門	21 年度配分額	配分率	22 年度配分額
経営管理部門	128,257 千円	× 90% =	115,431 千円
一体感政策部門	338,098 千円		304,288 千円
もてなし政策部門	102,105 千円		91,895 千円
生活支援政策部門	283,660 千円		255,294 千円
都市政策部門	320,342 千円		288,308 千円
議会事務局	8,705 千円	× 95 % =	8,270 千円
会計課	416 千円		395 千円
選挙管理委員会事務局	398 千円		378 千円
監査委員事務局	597 千円		567 千円
計	1,182,578 千円		1,064,826 千円

農業委員会はすべての財源を特定財源で賄っているため、記載なし。

平成 22 年度の特別な事情により枠配分になじまない事業を「経常経費 1 件査定事業」として、21 年度配分額から差し引いた。（体育 3 施設、スポーツ公園、衛生センター）給食の運搬業務については、債務負担行為が設定されているため、義務的経費とした。

4. 実施計画事業費（一般財源）

部 門	22 年度計画事業費	22 年度配分事業費
経営管理部門	721,041 千円	707,262 千円
一体感政策部門	315,494 千円	
もてなし政策部門	93,810 千円	
生活支援政策部門	144,926 千円	
都市政策部門	367,654 千円	
議会事務局	0 千円	935,663 千円 (57.0%)
会計課	0 千円	
選挙管理委員会事務局	0 千円	
監査委員事務局	0 千円	
計	1,642,925 千円	

5. 事業分類・事業仕分け

すべての事業費が下記のとおり、義務的経費、その他経常的経費、実施計画事業費に仕分けされています。各事業がどの経費になっているかを確認し、予算編成にあたってください。

コード A	コード B
1 義務的経費	1 公債費
	2 扶助費(国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業)
	3 人件費 (その他経常的経費の報酬を除く)
	4 賃金のうちの産休・育休補充分
	5 継続費・債務負担行為・長期継続契約に係る年度割額
	6 選挙費
	7 統計調査費
	8 繰出基準に基づく他会計繰出金
	9 特別会計における保険給付費・拠出金
2 その他経常的経費	1 施設の維持管理費
	2 施設改良以外の施設維持補修費
	3 市有財産の維持管理経費
	4 補助金のうちの経常的なもの
	5 非常勤特別職の報酬(選挙にかかるもの以外で日額、回数で額を定めるもの)
	6 広域行政経費のうち経常的なもの
	7 関係機関、団体への負担金のうち経常的なもの
	8 交付金のうちの経常的なもの
	9 上記以外の経常的経費
3 実施計画事業費	0 上記以外のもの

補助金のうち経常的なもの

平成 22 年度補助金見直し方針における補助金の分類中、団体事業助成金、協働事業支援金、団体運営補助金及びその他のうち、経常的なものをいう。

平成 22 年度予算編成における事業の見直し方針

1 事業選択の基準と検討手順

「事業選択の基準と検討手順（別紙 1 - ）」に基づいて、事業選択を行うこと。

2 事業の見直し

（ 1 ）補助金の見直し

補助金の見直しについては、「補助金の見直し方針（別紙 1 - ）」に基づいて見直しを図ること。なお、国・県補助金、施設整備補助金を除き、原則として 10%以上（対平成 21 年度予算）の事業費削減を図ること。

（ 2 ）事業費の見直し

全ての事業費をぎりぎりまで見直すこと。

「人件費」だけで対応できる有効な取り組みも多くあることを深慮し、事業費の積算にあたっては、直接経費をできるかぎり抑制すること。

民の力や協働でサービス・事業を低下させずに供給し続けることができる体制やしきみづくりのための取り組みを、最優先に検討すること。

（ 3 ）実施時期の見直し

利害関係者との調整状況により、執行が不確実な事業に関しては事業実施時期を見直すこと。

3 使用料・手数料の適正化

実際に設定された料金と原価との差額が、市としての行政サービスに相当する部分になり、この差額を明らかにしなければ、行政サービスの水準を設定することはできない。なお、料金と原価との差が著しいものなどについて、受益に応じた負担という観点から見直しを図ること。

特に、平成 21 年度あるいは平成 22 年度に利便性の向上を図る施設の改修、備品整備を行ったもの、行う予定のものについては、見直しを図る。

事業選択の基準と検討手順

各部門における予算編成に際しては、市民、市議会に対して、どういう基準で事業選択を行ったのかを説明する（公表する）ことを前提とした記録を残すこと。

1 事業選択基準

社会的必需性：休廃止によって生じる悪影響、社会コストの額又は社会的混乱状況^(注1)の予測結果からみた必需性の度合い（不可欠さ）

社会的必要性：市場調査の結果^(注2)によって把握された市民欲求度、又は陳情・要望の有無からみた市民欲求の強さ、又はシビルミニマム未充足の度合い

法令等適合性：法令等を根拠として国、県により義務づけられた事務事業であるか否か

市費投入妥当性：民間主導、現金・現物以外の支援による協働^(注3)を前提として、推進できない理由からみた市費を投入することの妥当性の度合い

(注1) 生活保護世帯の増加、人口減少、税収減、他事業への悪影響等の定量的・定性的予測

(注2) 平成 11 年度以降の各種市民生活実態調査、意識調査等

(注3) 施設提供、便宜供与、相談対応やコーディネイト役の分担など人件費で対応可能な支援等

2 手順

(1) 上記 ~ の「事業選択調書」への記入と、バックデータの整理

(2) 上記 ~ の評価結果を踏まえ、各部門経営会議において最終的な協議を行い（会議録概要を発言者名入で残すこと）、欄に事業採択の可否を記入すること。

(3) 採択する事業についても、事業手法の検討などにより、事業費をぎりぎりまで見直し、前年度との変更点を欄に記入すること。

補助金の見直し方針

補助事業については、下記の「1 見直しの視点」「2 見直しの基準」を一般ルールとし、別表に示す「補助金のタイプ分類と予算化の条件」を踏まえ、見直しを検討すること。

1 見直しの視点

補助金の見直しにあたっては、次の視点で検討をすること。

(1) 補助効果の検討

既に公益上の補助目的が達成され、その意義が失われているものはないか。

行政の責任分野であるか。

補助対象となっている経費の使途が適切か、実質的の公益活動が行われているか。

補助団体等の財政状況等から補助する必要性があるか。

(2) 補助期間の検討及びの設定

補助期間が長期化し、社会情勢等の変化により補助効果が乏しくなっているものがないかを確認し、補助金の既得権化を防ぐこと。

新たに補助金の交付をする場合、3年以内の終期を設定すること。(ただし原則新設は認めない。)

(3) 補助率の検討

補助金の公平・公正な運営上、他に比し高率なものはないか。

(4) 統合化の検討

同種、類似の補助金で統合化が図られるものはないか。

2 見直しの基準

(1) 廃止の方向で見直しを検討するもの

公益性・公共性が希薄なもの

すでに補助目的を達成していると認められるもの

その他、「補助金のタイプ分類と予算化の条件」に適合しないもの

(2) 減額の方向で見直しを検討するもの

補助率が2分の1を超えるもの

補助金等が対象事業費に対して原則として2分の1を超えるもの

団体運営補助金において補助金以上の繰越金を計上しているもの

対象事業費に食糧費を含んでいるものは、対象事業費から除くこと

対象事業費に専ら自らの団体の維持・親睦・研修の目的をもって行われている視察経費を含んでいる場合については、対象事業費から除くこと

公益性がある視察であっても、その中で同行する市職員の旅費などを負担させてはならず、負担させていた場合は、減額すること

対象事業費に親睦的経費を含んでいるものは、対象事業費から除くこと

補助団体が特定目的のために、積立金を持っている場合、その特定目的が既に薄れていて、特定目的以外に使用することに合意が得られる場合は補助金を減額すること

補助団体の事業経費のうち、本来その団体等が自ら行うべきもので、それを市が補助の対象とすべき理由に欠ける場合、その分を減額すること

会費等の自主財源がなく、補助金のみで運営しているもの。

(3) 統合の方向で見直しを検討するもの
同種、類似のもの

3 記録すべき資料

- | | | |
|---|----------------------|----------------|
| A | 団体事業助成金 | 補助金等見直調書「様式 1」 |
| B | 協働事業支援金 | 補助金等見直調書「様式 2」 |
| C | 経済対策補助金 | 補助金等見直調書「様式 3」 |
| D | 団体運営補助金（100 万円以上に限る） | 補助金等見直調書「様式 4」 |
| E | その他 | |

補助金のタイプ分類と予算化の条件

補助金の分類	補助金の趣旨		予算化の条件
共通			事業の公益性を実証すること 実績を明らかにすること 当該活動に関する予算を明らかにすること ～ 等の内容を記した申請書の提出を民間 団体に義務づけ、市による審査の経過を明らか にすること
A 団体事業 助成金	各種民間団体が実行する公益活動に対して、団体からの助成要望に応じて、助成金を交付するもの	経常的なもの	次のことが含まれた補助要綱(以下、「上記A団体事業助成金の補助要綱」という。)を整備すること 交付先の条件 補助率 選考方法 補助対象
		臨時的なもの	補助申請の受理にあたり、事業終了期限が明記されていること
B 協働事業 支援金	各種地域課題に対応した「協働事業」をメニュー化し、事業の担い手となる民間団体を公平に選定したうえで、支援金を交付するもの	経常的なもの	各種地域課題に対応した「協働事業」のメニュー化し、部で一覧を作成すること 「上記A団体事業の補助要綱」を整備すること
		臨時的なもの	補助申請の受理にあたり、事業終了期限が明記されていること
C 経済対策 補助金	本市の経済事情の悪化に対応して、緊急避難的に交付されるべき経済振興のための補助金。あくまでも臨時措置であり、年度ごとに経済情勢分析を踏まえて見直されるべきもの。	臨時的なもの	緊急避難的に交付されるべき特段の事情(廃業、生活保護世帯増、倒産等の危険性)を合理的に説明すること
D 団体運営 補助金	公益団体の人件費等に相当する運営費を補助するもの	経常的なもの	行政による補助金は、効果を測るために事業費補助であるべきと考え、平成22年度までに、運営補助を全面廃止し、A(団体事業助成金)またはB(協働事業支援金)へと転換する移行計画を、団体と市との協議により作成すること 移行までの間、「上記A団体事業の補助要綱」を整備すること
		臨時的なもの	経常的なものに同じ 補助申請の受理にあたり、事業終了期限が明記されていること
E その他	市役所職員が交付対象となる補助金。「通信教育講座終了者」「自主研究グループ助成」の2事業が該当する。	経常的なもの	人材養成、職員の改革意欲の高揚のためには必要な事業であることを認めつつも、市民団体等への補助事業を優先させるべきとの判断により、平成22年度においても一時凍結する
		臨時的なもの	補助申請の受理にあたり、事業終了期限が明記されていること

部門別 平成 22 年度予算取組方針

「平成 22 年度予算編成方針」に書かれている「平成 22 年度予算の基本方針」にどのように部門として取り組むのかを示す方針としてください。

- 1 平成 22 年度予算編成における事業の見直し方針
 - (1) 事業選択・優先順位をつけるにあたっての方針
 - (2) 事業の見直し方針
 - 補助金の見直しにあたっての方針
 - 配分額の中で、経費をぎりぎりまで見直すための方針
 - 「人件費」だけで対応できる有効な取組の方針
 - 市民協働の視点
 - (3) 使用料手数料の適正化への取組方針
- 2 総合計画推進への取組方針
- 3 5つの宣言の推進方針
- 4 22年度各部門の業績目標への取組方針
- 5 未利用地処分方針への取組方針
- 6 サービス・事業の供給手法・実施手法についての見直し方針